

千亀利公園 岸和田市への許可等の注意事項（順不同）

- 千亀利公園(天守閣、場内、八陣の庭、堀端、二の丸広場等)の使用については申請窓口と許可証の発行は水とみどり課
許可については郷土文化課が使用用途に応じて判断及び助言有
流れとしては①水とみどり課に相談→②郷土文化課に相談
→③郷土文化課を通して文化庁や大阪府に相談や許可取り(必要な場合)
→④郷土文化課の許可→⑤水とみどり課に申請書提出、許可証発行
- 千亀利公園内においても、天守閣、場内、八陣の庭、堀端、二の丸広場等場所によって許可条件や申請箇所が様々である。
郷土文化課と水とみどり課に随時確認必要。
- 千亀利公園の使用時には水とみどり課、郷土文化課、観光振興協会に説明資料として、議案書、主意書(企画書)、配置図を事前に提出と変更時には随時説明(電話可)していた方が望ましい。
- 千亀利公園内にてすぐに撤去できる(テント、簡易構築物(杭などを打たない))については許可を郷土文化課で独自に判断できるところが多いが
地面に刺すような構築物(穴を掘る)については文化庁や大阪府の許可が必要な為事前に郷土文化課に何度も相談の方がよい。
文化庁や大阪府の許可については、構築物等を設置した場合の検証等もあり何カ月も前から検証や申請の必要あり。
- 千亀利公園を使用してのキッチンカー等の収益事業は原則不可
今回は100周年の特別行事の為に特別許可
普段は入札して管理している事業者と話し合いの上、共同であればできる可能性あり
- 露店の出店時(キッチンカー)は、消防署に露店等の開設届出書を提出義務有
発電機の使用は可能。消火器の設置義務有。
仮設電源の使用についてはハードルが高い。
- ドローン撮影については航空法の許可や制限を受ける。
許可を持っている事業者を選定することが大事。
自分たちで許可をとるのは極めて困難。
- 二の丸公園のキッチンカー配置について
軽自動車については芝生(舗装されていない箇所)でも
タイヤ(点加重箇所)にコンパネ等で養生で配置可能
普通自動車以上は舗装面のみ配置可能
- 申請書類
 - 水とみどり課→都市公園占用許可申請書、占有面積表
 - 水とみどり課→公園(緑地)内への車輛一時進入許可申請書、車両リスト(ナンバー・車種)
 - 岸和田消防署→露店等の開設届署、露店・消火器配置図